

監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に係る監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定した。

令和6年12月19日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 林 利 幸

財政援助団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度および項目	監査期日
観光交流課	ご当地キャラ博 i n 彦根 実行委員会	令和5年度 ご当地キャラ博 i n 彦根事業 補助金	令和6年8月28日

2 監査の方法

援助団体の実施事業は、補助金の交付目的に沿って適切かつ効果的に執行されているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されているものの、出納その他の事務について、次の点について改善を要すると認められた。なお、軽易な改善事項については、記述を省略した。

○委託契約事務等の相手方に関して

ご当地キャラ博 i n 彦根実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、ご当地キャラ博 i n 彦根の実施に係る事務作業等を行わせるため株式会社アラカワと事務委託契約を締結しているが、双方の代表者は、同一人物であった。また、一般社団法人日本ご当地キャラクター協会(以下「協会」という。)の構成員である実行委員会から協会へブースレントレナル代等が支払われているが、協会の代表理事も、株式会社アラカワの代表者と同一人物であった。各支出内容や金額については、精緻に証拠書類等が整備され、適正に執行されていることを確認したが、特に同一人物による契約は、契約内容の透明性、取引の適正性等の観点から好ましくないといわざるを得ない。今後、事業を円滑に実施するに当たり透明性の高い委託の形式等を検討

していただきたい。

○実績報告書における収支決算に関して

実行委員会の実績報告書中、収支決算書において、消耗品費の用紙購入に係る税込額を税抜額と誤って報告した結果、過大に補助金の交付を受けていた。影響額は、数百円と少額ではあるものの、経理執行の正確性や信憑性に疑義が生じるおそれもあるため、適正に対処するとともに今後特に留意していただきたい。

ご当地キャラ博 i n 彦根は、北海道から九州までのキャラクターおよびキャラクターファンが集結する唯一無二のものであり、本市で開催されているイベントの中でも本市への経済効果やPR効果が高いイベントの一つである。令和5年度のご当地キャラ博 i n 彦根は、プロシードアリーナHIKONEをメイン会場に開催され、100団体を超えるキャラクター参加の下、2日間で約75,000人の来場者があり、その経済効果は、3億5千万円を超えるものであったと推計されている。本市キャラクターの「ひこにゃん」をPRし、観光客誘致や地域振興につなげる上で貴重な機会となっており、今後も安定的な運営継続が望まれる。一方で、コンテンツ開始からは10年以上が経過し、目新しさがなくなる中、市財政面では非常に大きな財政援助となっている。今後は、経済効果を生むスキームの検討や更なる自主財源の確保に努め、可能な限り補助金に頼らず自走できる運営を目指して取り組んでいただきたい。

所管課においては、実績報告書における収支決算に関して、上述したとおり確認が不十分であったため、誤った額で補助金の額の確定を行い、支出を行っていた。額の確定時に誤りに気付いていれば是正可能であったことから、今後は、証拠書類や会計帳簿との整合を複数人で確認するなど検収の精度の向上を図るほか、契約等の透明性の確保にも指導的立場を発揮するなど補助金の適正な執行に留意していただきたい。

公の施設の指定管理団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度および項目	監査期日
企画課 女性活躍推進室	ウィズで集う会	令和5年度 彦根市男女共同参画センター	令和6年8月28日

2 監査の方法

指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、条例および協定書等に沿って適正に行われているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。なお、軽易な改善事項については、記述を省略した。

彦根市男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現のための施策の充実の一環として平成15年にオープンした施設で、現在は、「創意工夫に基づいた管理運営により質の高いサービスを利用者に提供するとともに、男女共同参画を推進するための活動拠点として、その役割を十分発揮できる施設運営を行う」との基本方針に基づき、指定管理者による管理運営により、男女共同参画に係る啓発事業の実施、情報の収集・提供、市民からの相談対応等が実施されている。

ウィズで集う会は、指定管理者制度による管理運営が始まった平成18年から彦根市男女共同参画センターの指定管理者として管理運営に携わっている実績を有する団体である。

当年度は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの指定期間の2期目で、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、利用人数等に適宜対応しての実施となった。事業としては、男女共同参画セミナーのほか幅広い年齢層に応じた多彩な内容の研修および講座の開催、「ウィズ相談室」における相談業務、図書、DVD等の資料の貸出、貸館業務が実施された。サービスの向上を図る取組としては、市民ニーズを把握するための一言メッセージ箱を設置する、誘客・リピーターの増加に資するよう珈琲マシンを設置により気軽に心地よく会話を楽しめる場を提供するなどが実施され、あわせて、コスト削減を図るため、指定管理者の会員および職員による講座運営、QRコードによる申込方法の導入、メール等による受講案内等に取り組みされた。

彦根市男女共同参画センターの施設は、昭和56年建築で、軽運動室については、剥離した内装材にアスベストが含まれていることが判明したが、経費面から除去の目途が立たず、令和5年

4月から使用を休止した。軽運動室は、稼働率が最も高い室であるが、当該室を利用した事業が開催できず、コロナ禍の令和4年度に比べ、利用者数および収入額が減少した。男女共同参画に関する課題は、地域・職場・教育の場や就労の場における男女共同参画、女性への暴力防止・多様な性への理解など山積している。市民、団体等が男女共同参画を学び、啓発・推進するための拠点となる重要な施設であることから、指定管理者においては、引き続き、市民、団体等の意見を聴きながら現状において最大の効果を発揮できるよう創意工夫に努めていただきたい。また、所管課においては、指定管理者と協議しながら、打開策を検討していただきたい。